

## 地方独立行政法人りんくう総合医療センターホームページ広告掲載取扱要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、「泉佐野市印刷物等広告掲載要綱」及び「地方独立行政法人りんくう総合医療センター印刷物等広告掲載要綱」の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「センター」という。）のホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の範囲及び種類)

**第2条** ホームページに掲載する広告の範囲は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター印刷物等広告掲載要綱第2条に定めるものとし、種類はバナー広告とする。

### (広告の掲載位置及び掲載順序)

**第3条** 広告の掲載位置及び掲載順序は、センターが指定した場所とする。

### (広告の枠数、掲載料金及び掲載規格)

**第4条** 広告枠数、掲載料金及び掲載規格は別表1のとおりとする。

2 広告掲載期間中、センターの都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ別表2のとおり掲載期間を延長する。

### (広告掲載の募集)

**第5条** 広告掲載の募集は、随時行うものとする。

### (広告掲載の申込み)

**第6条** 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、地方独立行政法人りんくう総合医療センターホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して地方独立行政法人りんくう総合医療センター理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

### (広告掲載の決定等)

**第7条** 理事長は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ、広告掲載の可否を決定する。  
この場合において、広告の申込みが当該広告掲載件数を超えたときは市内に事業所を有する申込者を優先とする。なお、その場合においても広告掲載件数を超えるときは抽選とする。

2 前項の規定に基づき、広告の掲載を決定したとき、また掲載できないと決定したときは、地方独立行政法人りんくう総合医療センターホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (広告掲載料の納付)

**第8条** 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載開始日までのセンターが指定する日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

### (広告原稿の作成及び提出)

**第9条** 広告原稿は、センターが指定する方法により広告主の負担で作成し、センターが指定する期日までにフロッピーディスクなどにより提出するものとする。

**(広告の掲載期間)**

**第10条** 広告掲載期間は、1月単位とし、連続する掲載期間は各年度最大12月とする。

**(広告内容の責任)**

**第11条** 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

なお、納入済みの広告掲載料は一切返還しないものとする。

**(広告掲載の取消し)**

**第12条** 理事長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と認めた場合

**(委任)**

**第13条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

**附 則**

この要領は、平成21年1月30日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

## 別表 1

### 1. 広告枠数

広告枠は最大 8 枠とする。

### 2. 掲載規格及び掲載料

規格（1 枠につき）	基本掲載期間	料 金
天地 60ピクセル 左右 150ピクセル 4Kb以内 GIF形式 (静止画に限る)	1ヵ月	8,000円  ※3ヵ月継続の場合 21,000円 6ヵ月継続の場合 40,000円 12ヵ月継続の場合 77,000円

## 別表 2。

閉鎖した時間	延長する期間
連続して 24 時間以内	延長しない
連続して 24 時間を越え 48 時間以内	1 日
連続して 48 時間を越え 72 時間以内	2 日
連続して 72 時間を越え 96 時間以内	3 日
連続して 96 時間を越えたとき	閉鎖した時間を 24 時間で除して 得た日数